

よくわかる!

こどもの けんり じょうやく 権利条約

じ どう けん り かん じょうやく
児童の権利に関する条約



企画：法務省人権擁護局／全国人権擁護委員連合会

制作：公益財団法人人権教育啓発推進センター

こどもの権利条約って何？

全世界の全ての子どもたちが幸せに毎日を暮らすことができたらいと思いませんか。でも、世界には貧しさに苦しんで食べものがない家族もいます。災害や戦争、紛争でふるさとをなくして家族と別れ、学校にも通えない子どもたちがたくさんいます。日本でも、大人にひどい目にあわされたり、嫌なことをされたりする子どもたちがいます。

そのような厳しい状況にある多くの子どもたちがいることから、世界の国々の責任として、こどもの権利をしっかりと守っていくために、1989年につくられたのが「こどもの権利条約」です。どんな内容にしたらいか、多くの国や国際機関等が長い間話し合って決めました。



こどもの権利条約だから、大人には関係ないの？

そんなことはないよ。こどもを育てるのはまず親の責任だと条約に書かれているよ。だから、大人もこの条約に書かれていることをよく理解して、守っていかなければいけないんだよ。





人権イメージキャラクター
人KENまもる君

こどもの権利条約では

例えば、下に書かれているようなことが
決められています。

あなたが幸せに生きていくために
大切なことばかりです。



人KENあゆみちゃん

差別されない

人種や性別、使う言葉、信じている宗教、
親がどのような人か、障がいの有無…
どのような違いがあっても差別されません。
もし、あなたが差別されて苦しんでいるなら
助けを求めてください。

あなたが一番

大人は、「あなたにとって最もよいことは
何か」をいつも考えなければなりません。
あなたの人生は、大人の都合だけで決めら
れてよいものではありません。

守られる命

全てのこどもには生きる権利があります。
あなたは、すこやかな成長のために、
十分な教育や支援を受けることができます。

意見は大切

あなたの意見は、あなたの年齢や成長に
応じて、しっかりと尊重されます。
意見があれば、伝えてみましょう。

第1条

こどもの定義

18歳になっていない人をこどもとします。



第2条

差別の禁止

すべてのこどもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。こどもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



第3条

こどもにもっともよいことを

こどもに関係のあることが決められ、行われるときには、こどもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



だい じょう
第4条

くに ぎ む
国の義務

くに じょうやく か
国は、この条約に書かれた
けん り まも ひつよう
権利を守るために、必要な
ほう りつ つく せい さく じつ
法律を作ったり政策を実
こう
行したりし
なければ
なりません。



だい じょう
第5条

おや し どう
親の指導を
そんちよう
尊重

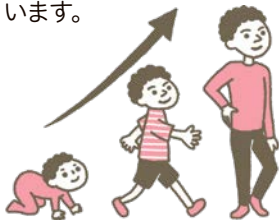
おや ほ ご しゃ
親（保護者）は、こどもの
はつたつ おう てきせつ し どう
発達に応じて、適切な指導
をします。くに
親の指導を尊重
そんちよう
します。



だい じょう
第6条

い けん り
生きる権利・
そだ けん り
育つ権利

すべてのこどもは、生きる
けん り そだ けん り
権利・育つ権利をもって
います。



だい じょう
第7条

な まえ こく せき
名前・国籍を
もつけん り

こどもは、生まれたらすぐに
どう ろく しゅっしょうとどけ
登録（出生届など）されなけ
ればなりません。こどもは、
な まえ こく せき
名前や国籍をもち、できる
おや し おや そだ
かぎり親を知り、親に育てて
もらうけん り
権利をもっています。



だいじょう
第8条

なまえ こくせき かぞくかんけい まも けんり
名前・国籍・家族関係が守られる権利

くに こどもが、なまえ こくせき かぞく かんけい まも けんり
国は、こどもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分で
あることを示すものをむやみにうばわれる
ことのないように守らなくてはなりません。



だいじょう
第9条

おや ひ はな けんり
親と引き離されない権利

こどもには、おや ひ はな けんり
国には、親と引き離されない権利
があります。こどもにもっともよいとい
う理由から引き離されることも認めら
れますが、その場合は、おや あ れん
親と会ったり連
絡したりすることができます。



だいじょう
第10条

べつべつ くに おや あ けんり
別々の国にいる親と会える権利

くに べつべつ くに おや あ いっしょ
国は、別々の国にいる親とこどもが会ったり、一緒にくらしたり
するために、くに で い はいりょ
国を出入りできるよう配慮し
ます。親がちがう国に住んでいても、こど
もは親と連絡をとることができます。



だい じょう
第11条

くに つ けん り
よその国に連れさられない権利

くに くに そと つ じぶん
国は、こどもが国の外へ連れさられたり、自分
の国にもどれなくなったりしないようにします。



だい じょう
第12条

い けん あらわ けん り
意見を表す権利

こどもは、自分に関係のあること
について自由に自分の意見を表す権利
をもっています。その意見は、こども
の発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



だい じょう
第13条

ひょうげん じ ゆう
表現の自由

こどもは、自由な方法でいろ
いろな情報や考えを伝える
権利、知る権利をもっていま
す。



だい じょう
第14条

し そう りょうしん
思想・良心・
しゅうきょう じ ゆう
宗教の自由

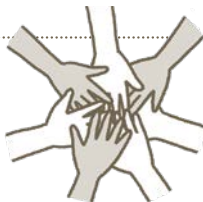
こどもは、思想・良心・
宗教の自由についての
けん り
権利をもっています。



だい じょう
第15条

けっしや しゅうかい じ じゆう
結社・集会の自由

こどもは、ほかの人ひとと一緒いっしょに団体だんたい
 をつくったり、集会しゅうかいを行ったりするけんり
 をもっています。



だい じょう
第16条

めいよ ほご
プライバシー・名誉の保護

こどもは、自分じぶんや家族かぞく、住んでいるところでん
 話わやメールなどのプライバシーがまも
 られます。また、他人たにんからほこりきずを傷つけられないけんり
 をもっています。



だい じょう
第17条

てきせつ じょうほう にゆうしゆ
適切な情報の入手

こどもは、自分じぶんの成長せいちょうに役立つやくだおおくのじょうほうてい
 けんりをもっています。国くに、本ほん、新聞しんぶん、テレビ、インターネットなど
 で、こどものためになるじょうほうおおい
 多きようで、こどもによくない
 じょうほう
 情報じょうほうからこどもをまも
 らなければなりません。



第18条

こどもの養育はまず親に責任

こどもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。



第19条

あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、こどもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国はこどもを守らなければなりません。



第20条

家庭を奪われたこどもの保護

家庭を奪われたこどもや、その家庭環境にとどまることがこどもにとってよくないと判断され、家庭にすることができなくなったこどもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



だい じょう
第21条

よう し えん ぐみ
養子縁組

こどもを養子にする場合には、そのこどもにとって、もっともよいことを考え、そのこどもや新しい親(保護者)のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



だい じょう
第22条

なん じん
難民のこども

自分の国の政府からのはく害をのがれ、難民となったこどもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。



だい じょう
第23条

しょう
障がいのあるこども

心やからだに障がいがあるこどもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



だい じょう
第24条

けんこう いりよう
健康・医療
けんり
への権利

こどもは、健康でいら
れ、必要な医療や保健
サービスを受ける権利
をもって



います。

だい じょう
第25条

し せつ はい
施設に入って
いるこども

施設に入っている

こどもは、その扱い



がそのこどもにとってよいもの

であるかどうかを定期的に調

べてもらう権利をもっています。

だい じょう
第26条

しゃ かい ほ しょう う けんり
社会保障を受ける権利

こどもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないと

きには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



だい じょう
第27条

せい かつ すいじゆん かく ほ
生活水準の確保

こどもは、心やからだがすこやかに成

長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）

はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるも

のや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。



だい じょう
第28条

きょうい く う けん り
教育を受ける権利



こどもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべてのこどもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、こどもの尊厳が守られるという考えかたからはずれるものであってはなりません。

だい じょう
第29条

きょうい く もく てき
教育の目的

きょうい く じ ぶん のうりよく
 教育は、こどもが自分のもっている能力を
 さい だい げん じん けん へい わ かんきやう まも
 最大限のばし、人権や平和、環境を守るこ
 となどをまな
 学ぶためのものです。



だい じょう
第30条

しやうすう みん ぞく せんじゆうみん
少数民族・先住民のこども

しやうすう みん ぞく と ち す
 少数民族のこどもや、もともとその土地に住
 んでいる人びとのこどもは、その民族の文化
 ひと みん ぞく ぶん か
 やしゅうきやう
 や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



だい じょう
第31条

やす あそ けん り
休み、遊ぶ権利

こどもは、休んだり、遊んだり、文化芸術
活動に参加したりする権利をもっています。



だい じょう
第32条

けい ざい てき さく しゅ ゆう がい ろう どう ほ ご
経済的搾取・有害な労働からの保護

こどもは、むりやり働かされたり、そのために教育を
受けられなくなったり、心やからだによくない仕事を
させられたりしないように守られる権利をもっています。



だい じょう
第33条

ま やく かく ざい
麻薬・覚せい剤
などからの保護

国は、こどもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。



だい じょう
第34条

せい てき さく しゅ
性的搾取
からの保護

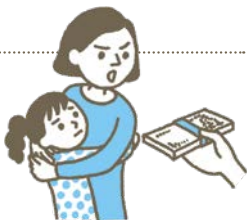
国は、こどもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。



だい じょう
第35条

ゆう かい ばい ばい ほ ご
誘拐・売買からの保護

くに くに
 ゆう かい う
 国は、こどもが誘拐されたり、売
 か
 買いされたりすることのないように
 まも
 守らなければなりません。



だい じょう
第36条

さく しゆ ほ ご
あらゆる搾取からの保護

くに くに
 しあわ り えき え
 国は、どんなかたちでも、こどもの
 幸せをうばって利益を得るようなこ
 とからこどもを守らなければなりま
 せん。



だい じょう
第37条

ごう もん し けい きん し
拷問・死刑の禁止

どんなこどもにたい たい
 ごう もん にん げん てき
 対しても、拷問や人間的で
 ないなどのあつかい あつかい
 扱いはしてはなりません。また、
 こどもを死刑にし けい し
 たり、死ぬまで刑務所 けい む しょ い
 に入れたりすることは許され ゆる
 ません。もし、罪をつみ おか
 を犯してたい ほん ざん
 ほされても、尊厳が守
 られねん ねん
 られ年れいにあつ につか
 った扱 けん り
 いを受ける権利をもっています。



だい じょう
第38条

せん そう
戦争からの
ほ ご
保護

くに、さい
国は、15歳にならないこども
ぐん たい さん か
もを軍隊に参加させない
ようにします。また、せん そう
にまきこまれたこどもをまも
守るために、できることはすべ
てしなけ
ればなり
ません。



だい じょう
第39条

ひ がい
被害にあった
こどものかい ふく
回復
しゃ かい ふっ き
と社会復帰

ぎゃく たい にん げん てき あつか
虐待、人間的でない扱い、
せん そう ひ がい
戦争などの被害にあった
こどもは、こころ きず
心やからだの傷
をなおし、しゃ かい
をなおし、社会にもどれる
ようにし えん
支援
を受けら
ることができま
す。



だい じょう
第40条

かん し ほう
こどもに関する司法

つみ おか
罪を犯したとされたこどもは、ほかの人
じん けん たい せつ まな しゃ かい
の人権の大切さを学び、社会にもどった
ときじぶん じしん やくわり は
とき自分自身の役割をしっかりと果たせる
ようになることを考えて、あつか けん り
扱われる権利をもっています。



けん り じょうやく じどう けん り かん じょうやく ぜんぶん
※こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)の全文は、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> で読むことができます。

ひとりで悩まないで 相談してみよう



人権イメージ
キャラクター

人KENまる君・人KENあゆみちゃん

電話で相談

こどもの人権 110番

ぜろ ぜろ なの ひやくとおばん

0120-007-110

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>



24時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省所管)

0120-0-78310

<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>



メールで相談

こどもの人権 SOS-eメール

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html



SNS (LINE) で相談

SNS人権相談

友だち追加はこちらから▶

検索 | D: @snsjinkensoudan

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html

※相談を受け付けていない地域もあります (2023 (令和5) 年3月時点)。詳しくはこちらから▲



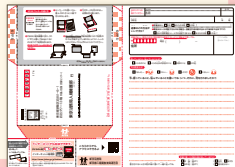
手紙 (ミニレター) で相談

▶ 一年に一回、全国の小中学生
全員に配られます。

こどもの人権 SOSミニレター

相談の内容を書いて郵便ポストに入れてください。

切手はいりません。



企画 法務省人権擁護局／全国人権擁護委員連合会

ホームページ <https://www.moj.go.jp/JINKEN/>

制作 公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803

ホームページ <http://www.jinken.or.jp>



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

2023 (令和5) 年3月発行